

要求水準書等に関する質問回答書

No.	資料名	頁など	質 問 項 目	回 答 書
1	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-1 第 1 章第 1 節 4. 建設予定地	建設予定地とその周辺の敷地を含めた CAD データをご提供願います。	CAD データは保有していないため、7 月 22 日に提供した測量結果をもとに検討願います。
2	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-1 第 1 章第 1 節 4. 建設予定地	建設予定地について、酒匂川が隣接していますが、敷地内に対して河川区域、河川保全区域等の制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-1 第 1 章第 1 節 5. 敷地面積	敷地面積 8,218.36m ² という数字は、前願の建築確認申請にて登録されている面積値であり、この面積値を正として設計・建設業務を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-2 第 1 章第 1 節 6.1) 全体計画	「見学者が安全にかつ効果的な啓発が可能となるように配慮した計画」とありますが、設計の参考とするため、過去の見学者数実績（月ごとに大人や子どもが何人訪問したか分かる統計資料）や「啓発機能の概要・要求する啓発機能の方針が具体的にありましたらご教示いただけますでしょうか。」	既存施設の過去の見学者は小学校のみとなっており、最新実績は下記のとおりです。 南足柄市清掃工場（R4 実績） （4 団体 286 人 50～100 名/回来場） 大井美化センター（R1 実績） （7 団体 403 人 10～140 名/回来場） 足柄西部環境センター（R4 実績） （2 団体 166 人 60～100 名/回来場） 啓発機能等については、要求水準書の p1-2 及び p3-7 に示す内容を踏まえた上で事業者提案とします。

5	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-2 第1章 第1節 6.3) 工事計画	工事計画条件について、以下ご教示ください ①騒音・振動・粉じん・濁水等対策については法規および要求水準書を満たすことで、地域特有のご指示はないものと考えてよろしいでしょうか。 ②敷地内の樹木等については解体撤去工事において全て伐採・伐根されるものと考えてよろしいでしょうか。 ③騒音、振動作業等について、時間および期間の制限はないものと考えますがよろしいでしょうか。 ④夜間照明に対する制限は特にないものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、②については河川側などの樹木については既存擁壁との関係上、伐採のみとなる可能性もあります。 また、③及び④については、建設工事請負契約書（案）において工事を施工しない時間帯を設けているため、これを反映したうえで、周辺住民への配慮を行った工事計画としてください。
6	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第1章 第1節 7. 立地条件	事業用地の土壌汚染・水質汚染対策への対応について以下ご教示ください。 ①地歴より汚染が疑われる場合、別途工事の解体工事着手前においても調査が必要と考えるため、貴組合にて調査を実施されたいと考え、土壌汚染調査は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、実施される調査内容をご教示ください。 ②現状ご提示頂いている資料には、土壌汚染・水質汚染調査結果に関する資料がなく、見積が困難です。解体工事においても対策が必要になると考えるため、解体工事にて本工事に向けた対策工事まで実施されたいと考え、土壌汚染・水質汚染は無いものとしてよろしいでしょうか。また、本工事対策工事の実施が必要となった場合、工期延長や工事費増について、別途協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染調査及び対策工事は本事業範囲外として検討願います。 なお、当該事象が確認された場合の工期等については、別途協議によるものとします。

7	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7. 立地条件	受領資料に記載のない地中障害物や残置物等が発見された場合は、工程・費用ともに別途ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
8	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 7.1)(2) ④ 水道敷設に対する深度 7.3) ②プラ ント用水	「※上水道を利用する場合は水道事業管理者との協議が必要」とありますが、工事期間中の給水について既設井戸及び新設井戸が利用できるものと考えてよろしいでしょうか。	既設井戸は残置するため、本事業での利用可能とします。
9	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.2) 都市計 画事項	本事業は、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土規制法）第 2 条第 1 号：公共施設の用に供される土地、省令第 1 条第 2 項：地方公共団体が管理する廃棄物処理施設に該当すると考えられるため、盛土規制法の適用除外になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.2) ⑧都市 計画決定	都市計画法第 29 条の開発許可については、同条第 1 項第三号および都市計画法施行令第 21 条第二十二号（公益上必要なごみ処理施設）より、開発許可不要であるため、南足柄市開発行為等指導要綱に基づく開発行為等事前相談についても対象外になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.2) ⑪水防 法	浸水想定区域 3.0～5.0mの「ゼロ点とする高さ基準」について、敷地全体の現況地盤レベル概ね TP+84m をゼロ点として、最大浸水 5mのレベルは概ね TP+89mと設定して計画を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

12	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.2) ⑪水防 法	「浸水想定区域（3.0～5.0m 未満）」と記載がありますが、0m基準（地盤高さ）をご指示願います。	No.11 を御参照願います。
13	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.3) ④燃料 プロパンガス	上記のように、燃料についてはプロパンガスが指定されていますが、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ等で灯油等を使用する提案は可能でしょうか。	要求水準書におけるプロパンガスは、本事業でガスを利用する場合を想定しております。 利用しない場合は、提案としてください。
14	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 7.3) ⑤排水	工事期間中に生じる工事用水等の排水は仮設浄化槽・沈殿槽等を設置の上、生活排水同様に場外放流と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 7.3) ⑤排水	敷地内雨水の排水について、敷地外への放流先は「酒匂川」を想定しております。既存施設における「放流仕様（どこから放流しているかの位置、埋設深さ（TP 表記）、配管径、浸透池や調整池の有無」および「放流量の制限値（許容放流量）」をご教示いただけますでしょうか。	既存施設図面が必要である場合は、事務局へ連絡のうえ、令和 7 年 8 月 20 日（水）以降に、南足柄清掃工場の書庫にて必要図面の閲覧を可能としますが、持ち出し等による印刷は不可とします。 なお、既存資料確認時においても確認できない可能性があります。
16	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章第 1 節 7.3①電気	「高圧受電での逆潮流で検討する。」とありますが、逆潮流量に制限はございますか。	現段階では制限はありません。
17	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-3 第 1 章 第 1 節 8. 工期	本工事工期中に予定される事業用地周辺工事及び事業用地関連工事（既存施設解体を除く）がございましたら、工事内容及び工期等の詳細をご教示いただけますでしょうか。	現段階では、周辺関連事業は計画しておりません。

18	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-4 第 1 章第 2 節 1. (2) ① ごみの概要	「d 鳥獣の死骸（適時）野生動物等の死骸（例：イノシシ・鹿等、最大約 120kg/頭）」と記載がありますが、各種類毎の搬入形態（切断、梱包など）、1 日当たりの最大搬入頭数、月毎の搬入量および搬入頻度（毎週月曜日にまとめてなど）をご教示願います。	既存 3 施設における搬入形態はビニール袋または段ボールによって搬入されています。 搬入量については個別の集計データがありませんが、搬入件数については最新実績で鳥獣含めて全体で、年間 682 件となるため、月平均 57 件の搬入があるものと想定願います。なお、搬入頻度は不定期となります。
19	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-4 第 1 章第 2 節 1. (2) ② 計画ごみ質	記載の元素組成(%)の合計値は 43.03%となりますが、基準ごみ時の可燃分(%)は 43.1%と記載されております。数値の整合をとるために、各元素組成値については、合計値が 43.1%となるように応募者にて按分して施設計画を行ってもよろしいでしょうか。	補正等を行った結果を提案設計図書に添付願います。
20	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-4 第 1 章第 2 節 1. (2) ⑤ 計画ごみ質	ご指定の元素組成の合計値が 43.01%と基準ごみ可燃分 43.1%に近いものの若干のずれがあること、かつ、示された数値は基準ごみに相当するもので低質ごみ、高質ごみの可燃分%とは乖離があることから、各ごみ質の元素組成は、低位発熱量・三成分を正とした上で事業者にて補正してもよろしいでしょうか。	No. 19 を御参照願います。
21	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-4 第 1 章第 2 節 5. ⑤用役資材搬入車両	10t ローリー車 の各車両諸元（全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース）をご教示願います。	助燃油や薬品搬入用のローリー車を想定しているため、一般的なローリー車の仕様で検討願います。
22	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-5 第 1 章第 2 節 6. 搬出入車両台数	1 日当たりの平均搬入車両台数(可燃ごみ)、1 週間の想定搬入車両台数(可燃ごみ)の数値をご例示いただいておりますが、各既存施設の過去 3 年間分の搬入車両データ（搬入車両種別、時間、搬入量など）についてご提供いただけないでしょうか。	8 月 29 日の要求水準書等に関する質問書への回答時にご提供致します。

23	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-7 第 1 章第 2 節 11.4) 悪 臭 基準値	「敷地境界線上において以下に示す悪臭物質濃度以下とすること」と記載がありますが、臭気指数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-9 第 1 章第 2 節 17 電波障害 対策	電波障害対策について「必要に応じて対策を実施すること」とありますが、調査未実施の応札段階において対策費を算出することは困難です。調査のみを見積対象とし、実施段階で行った調査により対策が必要となった場合は、別途協議頂けないでしょうか。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
25	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-14 第 1 章第 6 節 【性能保証 事項】 No. 2 窒素酸 化物 (1)測定場 所	「②窒素酸化物については、処理前が確認できる場所及び出口以降の場所」と記載がありますが、無触媒脱硝の場合は、処理前に確認できる場所がないため、ろ過式集じん器の入口及び出口以降の場所にて測定させて頂いてよろしいでしょうか。	左記のような場合は、性能保証事項が確認できる場所での測定として提案願います。
26	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.1) 電気引 込み工事	「本施設の敷地内への引込み工事は受注者の負担とする」と記載があります。 敷地内への引き込み、および敷地内の工事は受注者にて行いますが、電気引込みに伴う工事負担金は受注者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。 また、受注者負担であれば、事業者にて決定できない事項ですので、入札参加者の公平性を高めるために、負担金額を開示願います。	本記載は、既存施設内の第 1 柱からの引き込み工事を想定しております。

27	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.1) 電気引込み工事	「本施設の敷地内への引込み工事は、受注者の負担とする」とありますが、電力の工事負担金が受注者所掌ということでしょうか。 その場合、電力の工事負担金は電力会社が算出する費用であり現時点では不明であることから公平性を保つため、工事負担金は貴組合の所掌とするか、工事負担金額を貴組合より提示して頂いて入札金額に含め、実施時に協議とさせていただけないでしょうか。	No. 26 を御参照願います。
28	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	「建設用地北側の一部市所有地に関しては、建設期間中の資材置場や駐車場等としての利用は可とするが、その際の賃借料は受注者負担とする。」と記載がありますが、賃借料をご教示願います。	賃借料：300,000 円/年程度となる見込みです。
29	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	「建設期間中の資材置場や駐車場等としての利用は可とするが、その際の賃借料は受注者の負担とする」とありますが、月当たりの賃借料をご教示いただけますでしょうか。 また利用に際し更地になっているとの理解でよろしいでしょうか。	賃借料は、No. 28 を御参照願います。 更地とします。

30	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	「建設期間中の資材置場や駐車場等としての利用は可とする」とあります。下記使用条件についてご指示ください 1) 賃借料をご指示ください。 2) 仮設事務所等用地としての利用も可能と考えて宜しいでしょうか。 3) 本契約後、必要な期間を賃借可能と考えて宜しいでしょうか。 4) 2,469m² 全面を賃借頂けると考えて宜しいでしょうか。 5) 上記の場合、借用地内の車両、コンテナ、仮設ハウス等の残置物は全て撤去されていると考えて宜しいでしょうか。 6) 敷地内の井水は無償で使用可能と考えて宜しいでしょうか。 当該井水の水質検査記録、容量等をご教示ください。 7) 現状復旧（整地、砕石敷き程度）を行い返却すると考えて宜しいでしょうか。 8) その他、借地利用に関する条件等がございましたらご指示ください。	賃借料は、No.28 を御参照願います。可能とします。 ご理解のとおりです。 ご理解のとおりです。 ご理解のとおりです。 ご理解のとおりです。 当該井戸に関する水質検査記録等はありません。 ご理解のとおりです。 特にありません。
31	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	市所有地への仮設事務所の設置に当たり、確認申請の可否等について、応募者にて現段階で、関係官庁との行政協議を行ってもよろしいでしょうか。	本事業に参加する事業者が特定される可能性があることから不可とします。

32	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	「建設用地北側の一部市所有地に関しては、建設期間中の資材置場や駐車場等としての利用は可とする」とありますが、運営開始後については利用できないと考えてよろしいでしょうか。 この場合、敷地内に運転員用駐車場等の確保が困難であるため、運営期間中に運転員、メンテナンス作業員のための駐車場として利用可能な代替地を確保いただけないでしょうか。	現段階では、運営期間中の当該敷地の全面利用はできません。 運営開始後の当該敷地の利用については、南足柄市との協議が必要となり保証できない状況です。 敷地外への運転員用駐車場等の確保については、確約はできませんが、協力はいたします。
33	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-20 第 1 章第 8 節 4.4) 建設用地北側の一部市所有地の利用	「建設用地北側の一部市所有地（住所：南足柄市内山 7-3）に関して、建設期間中の利用は可とする」とありますが、既に提示していただいた市有地のみでは仮設用地が不足するため、記載地域以外に借用可能な敷地があればご教示いただけないでしょうか。また借用可能な場合、住所、面積、賃貸料をご教示いただけますでしょうか。	現段階で紹介できる土地はないため、事業者側において確保願います。
34	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-27 第 1 章第 12 節 1. 関係法令等の遵守	遵守すべき法令や指針等の「基準時」について、本工事の見積の前提とする関係法令等は、応募者が見積に反映できる時点のものとして、入札公告時点の最新版とし、実施設計・施工段階において、改正があり、計画内容・工程・工事費用等に大きな影響がある場合、別途ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです ただし、工事費に関しては別途協議によるものとします。
35	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-27 第 1 章第 12 節 3.4) 作業時間	「原則として日曜日・祝日等の休日は作業を行わないこと。」とありますが、発注者として週休 2 日促進工事等の制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。（定常的に土曜作業が必要であれば、貴組合としては特に支障なく実施を認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。）	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。

36	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-27 第1章第12節 その他 3.4) 作業時間	「工事車両の往来は通勤ラッシュ時を避けること。」とありますが、本件計画地における「通勤ラッシュ時」にあたる時間帯と想定される交通量についてご教示いただけますでしょうか。	生活環境影響調査における現状交通量におけるラッシュ時間帯及び交通量で想定願います。
37	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-27 第1章第12節 2. 許認可申請	本工事における建築確認申請は、民間の確認審査機関へ申請可能と理解してよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
38	【設計・建設事業】 要求水準書	P1-27 第1章第12節 3.6) 低騒音・低振動型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。」とありますが、低振動型の指定機械は、2機種22形式と極めて少ないため、全数確保が不可能な状況です。低振動型建設機械の使用については、努力目標とさせて頂けないでしょうか。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
39	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-1 第2章第1節 2. 防熱、保温	「保温材は目的に適合するものとし、原則として、外装材は、炉本体、集じん器等の機器は鋼板製、風道、煙道、配管等はカラー鉄板又はステンレス鋼板、アルミガラスクロス（隠蔽部）とする。」とありますが、風道、煙道、配管等の外装について、防熱、保温の性能に問題ないことを確認したうえで、隠蔽部以外もアルミガラスクロスによる施工としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
40	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-4 第2章第1節 2. ③主要項目	「一方通行方式の場合は、幅員（有効）12m以上」と記載がありますが、対面通行方式の場合は、ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全都清）に基づき幅員（有効）15m以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

41	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-5 第 2 章第 1 節 2.〔特記〕	「不燃性及び可燃性粗大ごみを受け入れるスペース等を確保すること」と記載がありますが、搬出入車両の諸元（全幅、全長、全高、最小回転半径、ホイールベース）をご教示願います。	4t 平ボディまたはアームロール車を想定しています。
42	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-5 第 2 章第 2 節 4.②数量	投入扉の数量は 3 基以上（内：1 基はダンピングボックス用）とありますが、ダンピングボックスの形式により臭気漏れや安全に対する配慮をすることで、投入扉の設置については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に準じた提案としてください。
43	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-6 第 2 章第 2 節 5.〔特記〕	〔特記〕にて「機器は GL 以下に配置する設計とする」とありますが、プラットホームを 2F 以上に設置する場合には、プラットホームフロアレベル以下に設置するものとして理解してよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
44	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-7 第 2 章第 2 節 7.ごみクレーン P3-4 第 3 章第 2 節 1.2) (1) ④ホップステージ	P2-7 のごみクレーンの項目にはバケット台数の記載はありませんが、P3-4 の④ホップステージには予備バケット置場の記載があります。ごみクレーンバケットについては、予備を含めて 3 基という理解でよろしいでしょうか。	ごみクレーンについては常用 1 基、予備 1 基を想定しています。 そのため、本事業で配置するバケットは 2 基（ <u>予備バケットは不要</u> ）として計画願います。
45	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-7 第 2 章第 2 節 7.〔特記〕	「ホップステージにマシンハッチを設け、1 階に降ろせるように計画すること」と記載がありますが、2 階にプラットホームを設ける場合は、ホップステージ下マシンハッチ下部に車両が寄り付けることを前提に、2 階に下せる計画としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

46	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-7 第 2 章第 2 節 7. 【特記】	【特記】にて「ホップステージにマシンハッチを設け、1 階に降ろせるように計画すること」とありますが、プラットホームを 2 階以上に配置した場合には「ホップステージにマシンハッチを設け、プラットホーム等の車両搬出可能な階へ降ろせる計画」として提案をしてもよろしいでしょうか。	No. 45 を御参照願います。
47	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-10 第 2 章第 3 節 1. 【特記】	ホップのすべり面について、滑り面にライナープレートを設置することとなっていますが、底面を十分に厚肉化することで板当てせずに耐久させる設計としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
48	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-11 第 2 章第 3 節 4. ②数量	数量が「炉別に必要」となっていますが、油圧タンクは 2 炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることで、冗長性を確保したうえで、省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。応募者の運営工場において多くの採用実績がありますのでご検討お願いいたします。また、油圧ポンプの共通予備構成が認められない場合は、油圧タンクを 2 炉で兼用としたうえで、回転機器である油圧ポンプは 1 炉に対して 2 基（交互運転）とすることで省スペース化する提案をお認めいただけないでしょうか。	P1-5 の 8. 主要設備方式 1) 運転方式に記載する事項が確保できるのであれば、事業者提案を可能とします。
49	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-16 第 2 章第 4 節 1. ボイラ本体	ボイラ液面計と圧力計は ITV 装置により常時監視するとございますが、圧力は制御画面での監視でもよろしいでしょうか。	適正な監視が可能であれば、事業者提案を可能とします。
50	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-17 第 2 章第 4 節 2. 【特記】	「水平荷重は建築構造物が負担しないこととする」との記載がありますが、建物地上部での水平荷重負担は行わないものとし、ボイラ鉄骨柱脚部の 1 階レベル以下の梁及び基礎・地中梁で負担することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

51	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-21 第 2 章第 4 節 14. 〔特記〕	「脱気器出口からのボイラ給水ライン上にサンプリングクーラ、給水測定装置（電気伝導率計、pH 計、流量指示積算計）を設ける。」とありますが、給水測定装置へ供給するサンプリング水量は微量であるため、排水量の管理対象外とし、流量積算を不要としてよろしいでしょうか。	要求水準書に準じた提案としてください。
52	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-27 第 2 章第 5 節 6. 〔特記〕	ろ布交換用の吊り上げ装置及びレールを設けること。とありますが、ろ布を人力で容易に交換できる場合は省略してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
53	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-28 第 2 章第 5 節 8. 窒素酸化物除去装置	「窒素酸化物除去装置は乾式法と燃焼法を組み合わせた方法とすること」とありますが、排ガス基準値を満足することを前提に、窒素酸化物除去は乾式法を使用せず、燃焼法（燃焼制御法）のみで行う計画としてもよろしいでしょうか。	公害防止基準値を遵守することを前提として、事業者提案を可能とします。
54	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-29 第 2 章第 5 節 9. 〔特記〕	「サイロの貯留レベル計は、3 点以上を設置する。レベルは中央制御室へ伝送するとともに、薬品の受入れ口に上限警報を表示すること。」と記載がありますが、運用管理上の観点から、薬品の受入れ口の上限警報はレベル計によるものとし、サイロの貯留量は重量計により重量を中央制御室へ伝送する形式としてもよろしいでしょうか。	薬品の貯留量等を適切に確認できることを前提として、事業者提案を可能とします。

55	【設計・建設事業】 要求水準書 【運営管理業務】 要求水準書	P2-31 第 2 章第 6 節 5. 温水設備 (必要に応じて) P29 第 2 章第 6 節 6.2(3) 場外 予熱供給	設計・建設事業_要求水準書には、「5. 温水設備(必要に応じて)」と記載がありますが、一方で、運営管理業務_要求水準書には、「(3) 場外余熱供給事業者は、業務委託期間を通じ、関連施設(未定)に温水を安定的に供給する。」とあります。温水設備が必要ない場合は、温水供給が必要ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-33 第 2 章第 7 節 3. ③主要項目	空冷壁用送風機の風量調整方式に「回転数制御方式」が指定されていますが、運転に支障がないことを前提に風量調整方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	施設全体の省エネルギー化に貢献する提案であれば、事業者提案を可能とします。
57	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-33 第 2 章第 7 節 4. ③主要項目	排ガス再循環送風機の風量調整方式に「回転数制御方式」が指定されていますが、運転に支障がないことを前提に風量調整方式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No. 56 を御参照願います。
58	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-35 第 2 章第 7 節 8. 煙道③	煙道の材質については、ライフサイクルコストを考慮した事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に準じた提案としてください。
59	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-35 第 2 章第 7 節 8. 〔特記〕	「伸縮継手はインナーガイド付きとし」とありますが、脱塩・ろ過後の煙道における伸縮継手については渦によるベローズの破損が懸念される場所を除き、インナーガイドなしとすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に示す特記内容が遵守できることを前提とし、事業者提案を可能とします。

60	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-35 第 2 章第 7 節 9. 煙突③	煙突内筒の材質については、ライフサイクルコストを考慮した事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に準じた提案としてください。
61	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-35 第 2 章第 7 節 9. 〔特記〕	「上部床の雨水は、ルーフドレン及び耐久性に優れた樋を設け、プラント排水処理設備へ導く構造とすること」と記載がありますが、煙突上部に屋根を設けることはできないため、煙突上部床の雨水は敷地外へ放流し、煙突内筒底部のドレン排水をプラント排水処理設備へ導くお考えと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-37 第 2 章第 8 節 3. 〔特記〕	摺動部分にライナープレートを設置することとなっていますが、底面を十分に厚肉化することで板当てせずに耐久させる設計としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
63	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-38 第 2 章第 8 節【主灰】 6. 選別バンカ	磁性物の保管・搬出方法については、配置条件の緩和を目的として保管・搬出に支障がないことを前提に事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
64	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-39 第 2 章第 8 節【主灰】 10. ②数量	灰クレーンの数量欄に（交互運転用バケット 1 基）とありますが、バケットについては常用 1 基、予備 1 基という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-40 第 2 章第 8 節【飛灰】 2. 2) 〔特記〕	定量供給装置〔特記〕に「資源化用の飛灰貯留槽及び飛灰処理装置への経路に切り替え対応可能な計画」とありますが、資源化（常用）時と非常時でラインを切り替えることなく、資源化の際には混練機で加湿のみを行い、非常時には加湿及び薬剤添加が可能な設備とする計画としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

66	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-40、42 第 2 章第 8 節【飛灰】 2.1) 飛灰貯留槽 2.6) 処理物バンカ	飛灰および、飛灰処理物の搬出方法としてピット & クレーン方式を採用した場合にはピットにより十分な貯留容量を確保できる見込みであり、飛灰貯留槽「容量 7 日分以上」については、飛灰貯留槽と飛灰ピットの合計容量で 7 日分以上を確保する計画としてもよろしいでしょうか。	事業者提案を可能としますが、飛灰については資源化業者の排出形態が袋詰めとなった場合の想定及び飛灰処理を行っていない湿潤状態の飛灰の飛散対策等も考慮した計画を願います。
67	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-40 2) 定量供給装置 〔特記〕	「飛灰貯留槽にて貯留する飛灰は直接排出するルートが常用、後段の薬剤処理へのルートが非常用として計画すること。飛灰の資源化用の飛灰貯留槽及び飛灰処理装置への経路に切り替え対応可能な計画とすること。」と記載がありますが、資源化（常用）時と非常時でラインを切り替えることなく、資源化の際には混練機で加湿のみを行い、非常時には加湿及び薬剤添加が可能な設備とする計画としてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
68	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-42 第 2 章第 8 節【飛灰】 2.6) 処理物バンカ	処理物バンカについては、事業者提案でバンカ方式とピット方式のいずれかを採用してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
69	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-43 第 2 章第 9 節 1. 設計基準等	「プラント機械設備に用水供給する各受水槽の有効容量は、2 炉運転（基準ごみ質時）に必要な量の 7 日以上を確保すること」とありますが、プラント用水に上水ではなく地下水を使用する場合は、井戸ポンプを非常用発電機に接続することを前提に災害時貯留（2 炉基準ごみ 7 日以上）は考慮しなくてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

70	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-43 第2章第9節 1. 設計基準等	「プラント用水、再利用水等のプラント機械設備に用水供給する各受水槽の有効容量は、2 炉運転（基準ごみ質時）に必要な量の7 日以上を確保すること。」と記載がありますが、プラント用水に上水ではなく地下水を使用する場合は、井戸ポンプを非常用発電機に接続することを前提に災害時貯留（2 炉基準ごみ7 日以上）は考慮しなくてもよろしいでしょうか。	No. 69 を御参照願います。
71	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-46 第2章第10節 3)薬品装置	「防液堤内の釜場に漏洩検知器（レベル計）等を設置」とありますが、薬剤貯槽の監視にて代用することとし、本検知器を不設置とさせていただけないでしょうか。	運営面で適切な監視ができることを前提に、事業者提案を可能とします。
72	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-47 第2章第10節 2.3) ごみ汚水ろ過器 2.4) ろ液貯留槽 2.5) ろ液噴霧ポンプ 2.6) ろ液噴霧器	P2-46 に「燃焼状態を悪化させないことを条件としてピット返送式を採用することも可とする」との記載があることから、ごみ汚水ろ過器、ろ液貯留槽、ろ液噴霧ポンプ、ろ液噴霧器は必要に応じて設置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-51 第2章第11節 1. 設計基本条件 5)その他	高圧母線連絡同期遮断器は、他の遮断器で同期投入が可能であることから、設置の有無につきましては受注者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案とします。

74	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-51 第2章第11節 1. 設計基本条件 5) その他	「高圧母線連絡同期遮断器の自動同期投入を可能とすること。」とありますが、ブラックスタート用発電機により1炉立上げを行うため、高圧母線は一般／保安に分割しない方式とし、高圧母線連絡同期遮断器は設けない提案をしてもよいでしょうか。	No. 73 を御参照願います。
75	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-52 第2章第11節 1. 5) その他	「電気室に設置する盤類の上部には、パトライトを設置し、異常時にパトライトを点灯する設計とすること。」とありますが、ブザー、赤色ランプ等の代替手段を設けることでパトライトの設置は除外してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
76	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-57 第2章第11節 6. 直流電源装置 7. 無停電電源装置	直流電源装置と無停電電源装置について、それぞれに必要な蓄電量を確保する前提として、蓄電池を共有した一体型をとして提案することをお認めいただけませんかでしょうか。	要求水準書事項を満たすことを前提とし、事業者提案を可能とします。
77	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-59 第2章第11節 9. (2) 接地工事	新設接地極を計画するための参考として、既設接地極（A種、B種、C種、D種など）の図面をご提供いただけないでしょうか。 図面ご提示が困難な場合は、各接地極の仕様（接地棒、接地板のサイズ、個数）をご提示いただくことは可能でしょうか。	No. 15 を御参照願います。
78	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-61 第2章第12節 3.5) 警報印字用プリンタ	警報印字用プリンタをハードコピー用プリンタと兼用することをお認めいただけませんかでしょうか。	事業者提案とします。

79	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-63 第2章第12節 7.2) 分析測定装置	窒素酸化物濃度計の設置位置として「バグフィルタ出口、煙突部」とあるが、バグフィルタ出口と煙突部の窒素酸化物濃度は等しいため、窒素酸化物濃度計は煙突部にのみ設置としてよろしいでしょうか。 また、一酸化炭素濃度計の設置位置として「炉出口またはエコノマイザ出口、煙突部」とありますが、燃焼制御は煙突部の一酸化炭素濃度にて行うため、一酸化炭素濃度計は煙突部にのみ設置としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
80	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-63 第2章第12節 7.2) 分析測定装置	窒素酸化物濃度計の設置位置として「バグフィルタ出口、煙突部」と記載がありますが、バグフィルタ出口と煙突部の窒素酸化物濃度は等しいため、窒素酸化物濃度計は煙突部にのみ設置としてよろしいでしょうか。 また、一酸化炭素濃度計の設置位置として「炉出口またはエコノマイザ出口、煙突部」と記載ありますが、燃焼制御は煙突部の一酸化炭素濃度にて行うため、一酸化炭素濃度計は煙突部にのみ設置としてよろしいでしょうか。	No. 79 を御参照願います。
81	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-64 第2章第12節 7. 計装機器 1) ITV 装置	全天候カメラは「ワイパー付」の記載がありますが、設置環境やカメラ向きを配慮した上、雨水等の水滴が付着しにくく、ワイパーが不要となる親水コーティング型カメラ等での提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案とします。
82	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-64 第2章第12節 7. 計装機器 1) ITV 装置	ボイラドラム液面計用カメラは水冷とありますが、設置環境上問題ないことを条件に、事業者で提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案とします。

83	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-75 第2章第13節 雑用空気圧縮機	雑用空気圧縮機は計装用空気圧縮機と兼用としても宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
84	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-75 第2章第13節 3. 洗車装置	「本設備はごみ収集車及び灰搬出車等の洗浄を行うために設置する。」と記載がありますが、1日当たりの計画洗車台数をご教示願います。	要求水準書 p1-5 の1日平均搬入量台数の収集車両台数を参考として下さい。 [参考：足柄東部清掃組合の洗車台数] ごみ収集車 6 台、許可車両：10～20 台
85	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-75 第2章第13節 3. 洗車装置	プラント排水が敷地外へ無放流の条件から、精度の高い水収支の検討が必要なため、一日当たりの洗車台数をご提示いただけないでしょうか。	No. 84 を御参照願います。
86	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-75 第2章第13節 5. 換気装置	「必要箇所に換気装置を設置すること。」と記載されていますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。	事業者提案として、必要があれば計画願います。
87	【設計・建設事業】 要求水準書	P2-78 第2章第13節 10. 廃棄物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置	啓発活動として効果的と考えられる物があれば、太陽光発電設備に代えた再生可能エネルギーによる発電装置の提案をすることは可能でしょうか。	要求水準と同等以上の機能を満足できることが前提であれば、事業者提案を可能とします。
88	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.1) 工事範囲	「①造成工事（更地提供）」と記載されていますが、地下構造物を含めた既存施設が撤去され、撤去後は良質土に置換されるものと考えてよろしいですか。 また、更地の造成レベルをご教示ください。	良質土の置換はないものとして想定願います。 また、更地の造成レベルは現状の地形で、舗装等がなくなった状態となりますので、7月22日に提供した測量データの平面図から想定願います。

89	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.1) 工事範囲	「造成工事（更地提供）一式が本事業範囲外」とありますが、解体工事後の敷地内盛土等を行う工事は、本工事所掌に含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.2) .(4) 仮設事務所における備品	「受注者仮設事務所に、本組合及び施工監理者用のフルハーネス型墜落制止用器具を必要数用意すること。」とありますが、必要な数量をご指示ください。貴組合及び施工監理者用の備品は、墜落制止用器具以外不要と考えてよろしいでしょうか。	本組合及び施工監理者用に4セット用意いたします。 なお、本用具以外の備品は不要とします。
91	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.2) .(4) 仮設事務所における備品	貴組合及び施工監理者用の仮設事務所は、不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合は、執務人数、面積、必要な設備・備品等をご教示いただけますでしょうか。	専用の仮設事務所は不要としますが、現場監理等を行う場合の備品（ヘルメット等）を置くスペースと、待機用に会議室等を利用できるようにしてください。
92	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.4) 測量及び地盤調査	「情報が不足する場合は必要に応じて受注者で調査を実施すること」と記載されていますが、建設用地地質調査資料と異なる地質調査結果が得られた場合、費用および工期についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
93	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-1 第3章第1節 1.4) 測量及び地盤調査	建設予定地には地中埋設物および土壌汚染が無いものと考えてよろしいでしょうか。 また、予期せぬ地中埋設物・土壌汚染が生じた場合、費用および工期についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	既存の井戸を除き、地中埋設物は無いものとして計画願います。 また、予期せぬ地中埋設物等が確認された場合は、別途協議によるものとします。

94	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-2 第3章第1節 2. 施設配置計画	配置計画について、下記周辺関係機関との協議状況についてご教示ください。施工条件（各境界からの離隔、建築制限等）、協議資料、協議議事録等の資料がございましたらご貸与ください。 ・酒匂川、内川（河川管理者） ・文命用水（東京電力） ・岩流瀬橋 ・文命橋 ・その他	ご提供できる協議資料はありません。
95	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-2 第3章第1節 2. 施設配置計画	設計完了後、施工協議等において周辺関係機関より請負者の責に帰さない施工制限等の要求があった場合、要求内容に応じて生じる工事期間及び費用負担については別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
96	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-2 第3章第1節 2. 施設配置計画	想定される1回あたり見学者の人数をご教示いただけますでしょうか。（小学校の1クラス：35人程度など）	No.4を御参照願います。
97	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-3 第3章第2節 1.2). (1). ①斜路	「プラットホーム出入口に斜路を設ける場合、勾配は10%以下とし」とありますが、ランプウェイ長さを抑えて敷地に適した配置とするために、本勾配12%以下として緩和勾配を設ける計画としてもよろしいでしょうか。	利用車両の安全性に配慮できることを前提とし、事業者提案を可能とします。

98	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-4 第 3 章第 2 節 1.2)(1) ③ごみピット	「リ）ごみピット屋根、壁及び防臭区画は RC 構造等を基本とした設計とすること」とありますが、以下の理由により、ホップステージレベルまたはクレーンガーターレベルよりも上のごみピット空間の屋根や壁については、S 造 + ALC にてご提案してもよろしいでしょうか。 ①ごみピットを RC 造屋根とした場合、将来のごみクレーンの更新工事が非常に困難になるため、S 造 + ALC の場合と比較して、莫大な費用と期間を要することになります。 ②建物上部の屋根壁を RC 造よりも軽量の構造とすることで、同等の建物強度を確保しつつ、経済的かつ合理的な構造計画とすることが可能です。 ③ALC の外壁には防水型複層塗材による塗装、屋根にはシート防水を施すことにより、密閉性を確保し、対外部に対する防臭性能上、RC 造と遜色はありません。	要求水準と同等以上の性能を満足できることが前提であれば、事業者提案を可能とします。
99	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-4 第 3 章第 2 節 1.2)(1) ③ごみピット P3-9 第 3 章第 2 節 2.4)(1) 屋根	「リ）屋根、壁及び防臭区画は RC 構造等を基本とした設計とすること（ホップステージ含む）」と記載がありますが、一方で P3-9 には「屋根は軽量化に努める」とあります。気密性を確保することを条件として RC 構造以外の仕様（ALC 等）を採用してもよろしいでしょうか。	No. 98 を御参照願います。

100	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-5 第 3 章第 2 節 1. (9)③	「押込送風機は、原則としてごみピット上部で炉室に面した場所に配置する計画とすること。」とありますが、ダクトルートの最適化及び地震時の振動による影響の軽減の観点から、ごみピットから吸気を行う条件で、押込送風機を炉室内の他箇所に設置することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準と同等以上の性能を満足できることが前提であれば、事業者提案を可能とします。
101	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-5 第 3 章第 2 節 1.2)(3) 中央制御室④	「炉室と連絡する前室にはエアシャワー室及び靴洗い場を設けること」と記載がありますが、メンテナンス従事者の使用頻度が高いと想定されることから、メンテナンス従事者が使用しやすい場所へ設ける計画としてもよろしいでしょうか。	事業者提案を可能とします。
102	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-7 第 3 章第 2 節 1.3)(15) その他	「⑨見学者廊下はごみの流れに沿った見学を可能な配置計画とし、職員動線（職員用廊下）とは区別すること」と記載がありますが、可能な限り見学者と職員動線を区別するという理解でよろしいでしょうか。	原則として見学者と職員動線を区分する計画としてください。
103	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-7 第 3 章第 2 節 1.3)(7) その他①	「行政職員用事務室（給湯室含む）を設けること」とありますが、行政職員の人数についてご教示いただけますでしょうか。	7 名程度が執務可能なスペースを確保願います。
104	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-7 第 3 章第 2 節 1.3)(7) その他①	「①行政職員用事務室（給湯室含む）を設ける」と記載がありますが、職員数についてご教示願います。	No. 103 を御参照願います。

105	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-8 第 3 章第 2 節 1. 4) (2) 洗車場	「3.5t パッカー車〔2〕台分」と記載がありますが、P. 2-75 の洗車装置について「本設備はごみ収集車及び灰搬出車両の洗浄を行うために設置する」と記載があります。一方で P. 3-6 には「灰搬出車両に付着した灰は灰出し場で洗浄できるよう洗浄設備を合わせて設けるよう計画」とあります。以上より、洗車場における対象車種はパッカー車のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-14 第 3 章第 3 節 2. 2) 構内排水設備	「敷地内に適切な排水設備を設けること。」とありますが、雨水排水に関しては、南足柄市開発行為等指導要綱に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-14 第 3 章第 3 節 1. 1)	土壌汚染対策法の形質変更の届出は、別事業の解体工事前においても届出を予定されていると考えてよろしいでしょうか。また、本工事において形質変更該当する工事を実施する場合、形質変更届等の行政手続きは土対法に基づき土地の所有者である組合殿主体で実施されるものと考え、事業者は必要な資料の提供を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-17 第 3 章第 4 節 1. 空気調和設備工事 2. 換気設備工事	空調・換気設備の設計に使用する外気条件は「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課・環境課監修)」に記載の「横浜(日最高気温の月別平均値の最高値 33.0℃)」の値を採用してよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

109	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-17 第 3 章第 4 節 1. 空気調和設備工事	室内湿度を記載する欄がありますが、冬季湿度は「成り行き」の計画でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
110	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-18 第 3 章第 4 節 3.3) 合併処理浄化槽設備工事	新設浄化槽を計画するための参考として、既設浄化槽の図面（仕様、寸法形状、配置、配管、付帯物などが分かるもの）をご提示いただけますでしょうか。図面ご提示が困難な場合は、浄化槽のメーカー、型式をご教示いただけますでしょうか。	新設浄化槽については、施設の運転人員など既設と大幅に異なることとなるため、事業者提案として計画願います。
111	【設計・建設事業】 要求水準書	P3-18 第 3 章第 4 節 3.3) 合併処理浄化槽設備工事	生活排水の放流水質基準（合併処理浄化槽の処理後水質の基準）をご教示いただけますでしょうか。	環境省浄化槽法施行規則第 1 条の 2 に規定された基準値を遵守願います。
112	【運営管理業務】 要求水準書	P7 第 1 章第 2 節 2-19. 性能確認試験	施設引渡し後の 2 年目に行う性能確認試験期間において、性能要件を達成することを確認すると記載がありますが、引渡性能試験と同一の試験を行う理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	【運営管理業務】 要求水準書	P14 第 2 章第 1 節表 1 - 1 必要有資格者（参考）	エネルギー管理士と記載していますが、エネルギー管理士又は、エネルギー管理講習修了者とするをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に準じた提案としてください。

114	【運営管理業務】 要求水準書	P16 第 2 章第 2 節 2-2-7 搬入 時間等	搬入時間について、「予め監督職員が指定する場合」および「その他、本組合ごみ収集カレンダー（収集日程表）による」日は事業者にて搬入対応するよう記載がございますが、これらに該当する具体的な搬入日をご教示ください。 また、本組合ごみ収集カレンダー（収集日程表）による搬入日は、収集車両のみを受け入れるものと考えてよろしいでしょうか。 本組合ごみ収集カレンダー（収集日程表）による搬入日は収集車両のみを受け入れるものとした場合、運転員が ITV の監視やトラブル対応を行うことを前提に、計量棟とプラットホームを無人対応とすることをご提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書の 2-2-7 に示す内容で計画願います。 なお、(1)～(3)の事象が発生した場合は、別途協議によるものとします。 収集車両以外に自己搬入車両による搬入もあります。 ごみ収集カレンダーの搬入日にも自己搬入車両による搬入もあるため、計量棟とプラットホームを無人化する提案は不可能とします。
115	【運営管理業務】 要求水準書	P16 第 2 章第 2 節 2-2-7 搬入 時間等	(1)～(3)に記載の収集日の実績もしくは想定される日数について、入札参加者の公平性を保つため、日数をご指定いただけないでしょうか。	No.114 を御参照願います。
116	【運営管理業務】 要求水準書	P16 第 2 章第 2 節 2-2-7 搬入 時間等	「自己搬入車両については時間帯及び曜日指定などによる制限をかけるものの、2 回計量や料金徴収が容易となる動線計画を立案すること。」とありますが、【運営管理業務】要求水準書 P16 の表 2-1 に示されているごみ焼却施設の搬入時間は、収集車両および許可車両に適用されるもので、自己搬入車両については別途受入日・時間が設定されるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、自己搬入車両に対する受入時間帯・曜日の制限内容をご教示いただけますでしょうか。	表 2-1 に示す搬入時間は、自己搬入車両にも適用するものとして計画願います。

117	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第 2 章第 2 節 2-3-1 計量棟での受付管理	「事業者は、計量棟において、収集車（委託、許可業者）及び一般持込車の計量手続きを行う。」とありますが、一般持込車の登録内容（名前、住所、電話番号、ごみ種など）、受付票の記入有無、本人確認の必要有無をご教示いただけますでしょうか。	一般搬入車両の登録内容及び本人確認方法等の詳細については、詳細設計時に協議するものとします。
118	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第 2 章第 2 節 2-3-2 案内・指示等	「事業者は、ダンピングボックスを利用して、不定期の展開検査（搬入車量の中身の検査）を実施」とありますが、貴組合が想定している年間もしくは月間の検査頻度および 1 回あたりの検査台数をご教示いただけますでしょうか。	月 1 回 2 台程度で計画願います。
119	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第 2 章第 2 節 2-3-3 料金徴収代行業務	「事業者は、家庭系ごみの直接搬入者及び一般事業者から徴収した料金を本組合が定める方法によって本組合へ引き渡すこと。」とありますが、徴収した料金の取り扱いについて、週 1 回程度、貴組合ご指定の金融機関への振込とさせていただくことは可能でしょうか。 他に想定している引き渡し頻度及び引き渡し方法の想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。	No. 117 を御参照願います
120	【運営管理業務】 要求水準書	P17 第 2 章第 2 節 2-3-3 料金徴収代行業務	「事業者は、家庭系ごみの直接搬入者、許可業者及び一般事業者に対し、本組合が定める料金（区分ごとの単価については別の定めによる）を本組合が定める方法にて本組合に代わり徴収すること。」とありますが、利用者の利便性向上を目的とし、キャッシュレス決済を提案することは可能でしょうか。 可能な場合、キャッシュレス決済に係る手数料については貴組合にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案を可能としますが、手数料等については負担しないものとします。

121	【運営管理業務】 要求水準書	P18 第 2 章第 2 節 2-6. 適正処理	「(3) 処理不適物の処分は、本組合の費用と責任で行う。事業者は、処理困難ごみ及び適正処理困難物を適切に保管し、事業者が積込みを行い、本組合又は本組合の指定する業者に引き渡すこと。」と記載がありますが、本組合又は本組合の指定する業者に引き渡す場所は場内でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	【運営管理業務】 要求水準書	P29 第 2 章第 6 節 6-2 エネルギーの有効活用	「本組合は、業務委託期間を通じ、余剰電力を売却するため電気事業者等との契約を締結する」とありますが、契約形態に倣い、アンシラリー料金については貴組合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本事業に組み込んだものとして計画願います。
123	【運営管理業務】 要求水準書	P29 第 2 章第 6 節 6-2 (3) 場外余熱供給	「事業者は、業務委託期間を通じ、関連施設（未定）に温水を安定的に供給する。」とありますが、本業務は設計・建設業務要求水準書の 2-31 ページ 7. その他余熱利用設備にて「導入可能な設備を計画することも可能とする」と示されていることから、場外施設への温水供給をご提案する場合に発生する業務と考えてよろしいでしょうか。	場外施設への温水供給は行いませんが、場内での利用を事業者提案される場合は、該当致します。
124	【運営管理業務】 要求水準書	P29 第 2 章第 6 節 6-2(4) 電力の取り扱い	「③ 本組合は、業務委託期間を通じ、余剰電力を売却するため電気事業者等との契約を締結する。」と記載がありますが、売電に係る費用(アンシラリーサービス料金、発電側課金)については売電の契約当事者(=組合様)が支払うと理解してよろしいでしょうか。	No. 122 を御参照願います。

125	【運営管理業務】 要求水準書	P31 第 2 章第 8 節 8-2 見学者 対応	「事業者は、本施設への見学者対応（見学者受入れ、説明、案内、資料配布等含む）を行うものとする。」とあります。見学者対応業務について、以下ご教示いただけますでしょうか。 ①見学の対象者は事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者対応はないものと考えてよろしいでしょうか。 ②見学者の予約システムについて、システムの整備・保守業務および運用業務の所掌範囲をご教示いただけますでしょうか。 ③予約システムの整備・保守業務が事業者の所掌となる場合、見学の予約方法については事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。 ④見学者の受入日は年末年始・お盆を除く平日、および受入時間はごみの受け入れと同様に 8 時 30 分から 16 時までと考えてよろしいでしょうか。 ⑤見学回数、1 回あたりの平均見学人数、最大人数等がわかる実績資料をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 見学者の予約については、本組合にて受け付け、事業者へ連絡するものとします。 事業者側で予約対応が可能であれば、事業者提案とします。 ご理解のとおりです。 No.4 を御参照願います。
-----	-------------------	------------------------------------	--	---

126	【運営管理業務】 要求水準書	P34 第 2 章第 9 節 9-8. その他 これらを実施 する上で 必要な業務 (1)	「本組合職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い事業者が本組合へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り事業者の業務範囲とする。」とあります。 本業務は公募説明書 P5 4-2-2(7)「その他これらを実施する上で必要な業務」に該当すると考えられます。また、貴組合職員の使用する事務用品や生活用品等の具体的な使用量や頻度が不明であるため、適正な費用算出が極めて困難です。 つきましては当該業務の所掌は貴組合としていただけないでしょうか。 事業者の所掌とする場合、本業務に従事する貴組合の職員人数をご教示いただけますでしょうか。	本項目については、7 名程度を想定願います。
-----	---------------------------	--	--	-------------------------------

127	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	敷地内に防災スピーカー、動物慰霊塔がございますが、当該アイテムの撤去(移設)は解体工事所掌とし、新設工事中の扱い及び復旧については、下記の通りと考えてよろしいでしょうか。 1) 防災スピーカー ①撤去(移設): 本事業範囲外 ②新設工事期間中の運用: 無し ③復旧: 本事業範囲外 ④新設工事中の運用、竣工時の復旧が事業範囲内となる場合は、当該スピーカーの管理者、必要スペック等の詳細をご教示いただけますでしょうか。 2) 動物慰霊塔 ①移設: 本事業範囲外 ②工事中のメンテナンス: 本事業範囲外 ③復旧: 本事業範囲外 ④本工事にて復旧の場合、移設元の保管場所をご教示いただけますでしょうか。また、復旧する敷地内の場所は提案によるものとしてよろしいでしょうか。)	防災スピーカーの取り扱い①から③について、ご理解のとおりです。 慰霊塔の取り扱い①から③について、ご理解のとおりです。
128	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	既存工場の南西部にゲートが設置されておりますが、当該施設は新設工事に不要と考えてよろしいでしょうか。浸水対策のため現地盤を上げる場合、高低差を吸収するスペースがないため、ゲートの設置は困難です。	解体工事にて撤去するものとして計画願います。

129	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	既存施設について、下記アイテムを含めた敷地境界内の全てが別途解体工事にて撤去されるところと考えてよろしいでしょうか。 1) 工場棟、付属棟上屋 2) 基礎、ピット、杭等地下構造体 3) 浄化槽・水槽等埋設物、マンホール・トレンチ・ 埋設配管・配線類 4) 外構設備一式 (舗装(路盤共)、縁石、側溝、植栽(抜根)、側溝看板 類等) 5) 門扉、門塀、フェンス等 6) 電柱、動物慰霊塔、スピーカー等 7) ランプウェイ石垣 8) ランプウェイ等の土留擁壁、ガードレール 9) その他、移動可能な残置物、廃棄物	ご理解のとおりです。 ただし、敷地内の電柱(第1柱)については、残置します。
130	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	既設井戸を残置して頂くことは可能でしょうか。残置して頂ける場合、既存井戸ポンプも残置して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 また既設井戸の位置、口径、井戸深さ、取水深さ、揚水量、ポンプ容量、原水水質検査記録等の資料をご教示いただけますでしょうか。	既設井戸については残置しますが、既設井戸ポンプ等は、解体撤去します。 既設井戸に関する事項については、No.15 を御参照願います。
131	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	解体撤去後の敷地はなだらかに整地されている(極端な起伏や陥没部分はない)と考えて宜しいでしょうか。 造成土量算出のため、本工事事業者に引渡時の敷地各所の地盤高を図示にてご提示頂くか、本工事の見積条件となる平均 GL (T.P. 標記) をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご提供できる資料等はありません。

132	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	解体撤去後～新設工事着手までの期間の排水計画(沈砂池、排水側溝、埋設配管等)について図示にてご教示ください。 当該排水設備については、新設工事で撤去・処分(再利用)を行うと考えてよろしいでしょうか。	ご提供できる資料はありません。 解体撤去工事においては、排水設備は整備されないものとして計画願います。
133	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	新設工事着手時の仮囲い(解体工事で設置)の仕様をご指示ください。当該仮囲いについては、新設工事で撤去、敷地内に集積を行い、運搬・返却(処分)については別途と考えてよろしいでしょうか。	解体工事完了後に仮囲いはないものとして計画願います。
134	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	新設工事着手時には、仮囲い、排水設備以外の残置物は地上・地下共になしと考えてよろしいでしょうか。	電柱(第1柱)、井戸が残置されるとご理解願います。
135	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	2026年3月下旬の本事業契約締結後、ただちに事前現地調査(測量調査・地質調査等)が可能と考えてよろしいでしょうか。また、仮に解体工事等別途工事の事情により、調査が出来ない場合、全体工期延長やそれによる費用増等について協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 敷地境界測量や、地盤調査等を上記の時期に行えない場合、本事業の実施設計や官庁申請届出の図書作成スケジュールに影響があります。	当該事象が確認された場合については、別途協議によるものとします。
136	資料なし (解体・撤去に関する確認)	解体・撤去 工事	ランプウェイ擁壁撤去後の盛土形状(仕舞)をご教示いただけますでしょうか。(地山として残置した場合、雨等で河川に土砂・濁水が流出する可能性があります。) また、上記養生材について、新設工事で撤去、処分を行う必要があると考えるため、養生等を行う場合は、養生の詳細をご教示いただけますでしょうか。	現段階ではランプウェイ擁壁撤去後は安定勾配で残置となります。